

○宇土市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱

平成28年9月26日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に基づき、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第3号に規定する市町村が定める基準により算定した費用の額（以下「第1号事業支給費」という。）及び同号に規定する市町村が定める割合（以下「第1号事業支給費割合」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) みなし指定 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたとみなされた者が行うサービス

(2) 現行相当 平成27年4月1日以降に指定事業者の指定を受けた者で、かつ、宇土市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年告示第58号）第4条第1項に規定する指定を受けた者が行うサービス

(第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額)

第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第1に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。この場合において、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち、訪問型サービス（みなし指定）、訪問型サービス（現行相当）、通所型サービス（みなし指定）及び通所型サービス（現行相当）に要する第1号事業支給費の額については、別表第1に掲げるもののほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老初第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に定める規定の例による。

(第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額)

第4条 第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に10円を乗じて算定するものとする。この場合において、第1号介護予防支援事業のうち、介護予防ケアマネジメントAに要する第1号事業支給費の額については、別表第2に掲げるもののほか、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）に定める規定の例による。

(第1号事業支給費割合)

第5条 第1号事業支給費割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である省令第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(端数処理)

第6条 第1号事業支給費を算定した場合において、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

第1号訪問事業及び第1号通所事業単位表

1 訪問型サービス(みなし指定)及び訪問型サービス(現行相当) (1回につき)

(1) 訪問型サービス費Ⅳ 266単位

(週1回程度 1月につき4回まで)

(2) 訪問型サービス費Ⅴ 270単位

(週2回程度 1月につき5回から8回まで)

(3) 訪問型サービス費Ⅵ 285単位

(週2回を超える程度 1月につき9回から12回まで)

注1 (1)から(3)について、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注2 (1)から(3)について、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。

2 訪問型サービスA(独自/定率) (1回につき)

(1) 訪問型サービスA(生活支援Ⅰ) 230単位

(有資格者による生活支援 週2回まで)

(2) 訪問型サービスA(生活支援Ⅱ) 110単位

(無資格者による生活支援 週2回まで)

注 1回45分以上1時間未満とする。

3 通所型サービス(みなし指定)及び通所型サービス(現行相当) (1回につき)

(1) 事業対象者・要支援1 378単位

(1月につき4回まで)

(2) 事業対象者・要支援2 389単位

(1月につき5回から8回まで)

注1 (1)及び(2)について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場

合は、所定単位数に100分の5を乗じた単位を加える。

注2 (1)及び(2)について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注3 (1)及び(2)について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

4 通所型サービスA（独自／定率）（1回につき）

事業対象者・要支援1・2 300単位

（事業対象者・要支援1 原則週1回，要支援2 週2回まで）

5 通所型サービスC（独自／定率）（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1・2 400単位

（週1回）

(2) 専門職訪問加算 250単位

（原則，開始月及び終了月の2回）

注1 (1)について、リハビリテーション専門職の人員配置ができなかった場合、所定単位数は280単位とする。

注2 (2)について、リハビリテーション専門職員が自宅での生活動作確認又は助言のための訪問を行った場合、所定単位を加算する。

別表第2（第4条関係）

第1号介護予防ケアマネジメント事業単位表

(1) 介護予防ケアマネジメントA 1月につき 430単位

(2) 介護予防ケアマネジメントB 初回ケアプラン作成月のみ 430単位

(3) 介護予防ケアマネジメントC 初回ケアプラン作成月のみ 430単位

注1 (1)について、初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、現行相当サービス利用の場合のみ、所定単位を算定できる。

注2 (2)について、3月に1回モニタリングを実施した場合、当該月において200単位を算定できる。